

千葉県教育委員会会議議事録

令和2年度第1回会議（定例会）

1 期 日 令和2年4月15日（水） 開会 午前10時30分
閉会 午前11時40分

2 教育長及び出席委員

教育長 澤川 和宏
委員 井出 元
佐藤 眞理
貞廣 齋子
花岡 伸和

3 出席職員

教 育 次 長 吉野美砂子

企画管理部

企画管理部 長 藤谷 誠
教育総務課 長 浅尾 智康
教育施設課 長 西原 正男

教育振興部

教育振興部長 中村 敏行
学習指導課 長 佐藤 晴光
特別支援教育課 長 青木 隆一
教職員課 長 酒井 昌史
教育振興部副参事 富田 浩明
文化財課 長 田中 文昭

企画管理部

教育施設課企画調整班 長 鈴木 尊嗣
同施設・管理班 長 森 祐司

教育振興部

学習指導課主幹兼義務教育指導室 長 鶴岡 利明
同 指導主事 渡邊 涼二
特別支援教育課 主幹兼特別支援学校整備室 長 保科 靖宏
教職員課主幹兼管理室 長 増田 武一郎
同 主席管理主事 大矢 孝之
同 管理主事 鈴木 順
文化財課主任上席文化財主事 吉野 健一

事務局

企画管理部教育総務課 主幹兼委員会室 長 渡邊 尚久
同 委員会室副主幹 山口 聖剛
同 副主査 稲田 敏志
同 副主査 宮野 勝典

4 教育長開会宣告

緊急事態宣言下での開催となり、事務局及び出席者の人数は最小限とし、換気、座席配置等、最大限の配慮をしての開催とした。

5 署名人の指名 花岡 伸和 委員

6 令和元年度第13回、14回、15回教育委員会会議議事録の承認

7 議題の宣告及び非公開の決定

本日の案件は、第1号議案から第12号議案の議案12件、報告1の報告1件である。第2号議案から第5号議案は、教育委員会会議規則第13条第1項第四号「知事又は議会に対する意見の申し出等」に該当することから、第6号議案は教育委員会会議規則第13条第1項第一号「任免、賞罰、人事」に該当することと、第13条第1項第五号「会議を公開することにより教育行政の公正又は円滑な運営に著しい支障を生ずるおそれのある事項」であることから、第7号議案から第12号議案は、教育委員会会議規則第13条第1項第一号「任免、賞罰、人事」に該当することから、非公開により審議する。

8 審議事項

報告1 千葉県教育委員会教育長職務代理者の指名について

【澤川教育長】

千葉県教育委員会教育長職務代理者の指名について報告する。昨年度末、佐藤眞理委員から教育長職務代理者を退任したいとの申出があり、令和2年3月31日をもって退任を承認した。新たな教育長職務代理者として、令和2年4月1日に井出元委員を指名したので報告する。井出委員から一言あいさつをお願いする。

【井出教育長職務代理者】

教育委員になり4年が経ち、改めて最初に教育委員になった時のことを思い出している。第3期教育基本計画を第2期教育基本計画と引き比べて読んでみた。明らかに進化していると実感している。内容的にしっかり推敲されており、明確な指針ができたと思う。これを実現していくために、努力をしていく決意を新たにしたところである。

報告1は終了。

第1号議案 令和2年度における教科用図書採択に関する会議の進め方に係る基本的な考え方について

【学習指導課長】

本議案は、令和2年度における教科用図書採択に関する会議の進め方に係る基本的な考え方について御審議いただくものである。お手元の議案資料1-1ページを御覧いただきたい。検定、採択・使用期間の一覧である。令和2年度の教科書採択は、中学校用の各教科、表には記載されていないが、毎年行われている特別支援教育で使用する「一般図書」となる。中学校は、令和元年及び2年度に採択を示す△印が2年連続している。令和元年度は、前回採択から4年目となることから特別な教科・道徳を除く各教科の採択を行った。令和2年度は、令和3年度の新学習指導要領全面実施に向け、その前年度に新たな教科書が発行されることから、新学習指導要領下で使用する教科書を採択することになる。同ページの2の「教科用図書採択の期限について」を御覧いただきたい。採択の期限は、関係法令により「義務教育諸学校において使

用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の8月31日までにしなければならない。」とされている。同ページの3の文部科学省の通知「教科書採択における公正確保の徹底等について」を御覧いただきたい。「教科書採択については、教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正に行われるよう努めること。」「教科書採択に係る教育委員会の会議を行うに際しては、静ひつな審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、傍聴に関するルールを明確に定めるなど、適切な審議環境の確保に努めること。」と記載されている。次に、同ページの4「千葉県教育委員会会議規則」を御覧いただきたい。第13条では、「会議は公開とする。ただし、次の各号に掲げる事項について審議し、又は報告を受ける場合において、教育長又は委員の発議により出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。」「5 会議を公開することにより教育行政の公正又は円滑な運営に著しい支障を生ずるおそれのある事項」とある。また、参考までに「5として」千葉県情報公開条例の抜粋を記載したので、適時御参照願う。

これらを踏まえ、教科用図書を採択する際の教育委員会会議の公開・非公開の在り方についての基本的な考え方は、採択前の教育委員会会議は、千葉県教育委員会会議規則第13条第1項第5号等に基づき非公開とし、採択をする際の教育委員会会議は、令和2年3月27日付け元文科初第1807号の通知を踏まえ原則公開とする。また、採択終了後速やかに関係資料を公開することを基本としつつ、議案又は報告の際に、その内容に応じて千葉県教育委員会会議規則の規定に従い適切に対応する。併せて、千葉県教科用図書選定審議会会議及び千葉県教科用図書専門調査員会会議についても同様の対応とする。

【澤川教育長】

この基本的な考え方は昨年度とどこがどのように違っているのか。また、どのような考えでこのような取扱いになっているのか。

【学習指導課長】

基本的な考え方は昨年度と同様のもとなっている。基本的な部分であるが、静ひつな環境とあるので、採択に至るまでの会議は原則非公開とし、文部科学省の指導等も踏まえ、採択の会議は公開としている。

【澤川教育長】

第1号議案について、可決したいがよろしいか。

【井出教育長職務代理者・委員】

よい。

【澤川教育長】

第1号議案は、原案どおり可決する。

教育長報告 「県立中学校用歴史・公民教科書の公正かつ適正な採択を求める請願」への対応について

【澤川教育長】

県立中学校用歴史・公民教科書の公正かつ適正な採択を求める請願への対応について説明する。本請願の趣旨は、令和2年度の県立中学校用歴史・公民教科書採択で、「公正かつ適正」な採択が行われることを求めるものである。教科書採択については県民の関心が高く、県教育委員会として、法令に則り公正かつ適正な採択が行われるよう進めていきたいと考えている。本請願は、1. 県教科用図書選定審議会を公開で行うこと。2. 県立千葉中学校及び県立東葛飾中学校は、両校とも県立千葉高等学校及び県立東葛飾高等学校と一貫教育を行う併設型中学校であるため、それぞれの教科用図書専門調査委員会に教科担当当該高等学校教員を加えるこ

と。3. 県立中学校用教科用図書採択には、それぞれの教科用図書専門調査委員会の意見を尊重して学校で採択すること。4. 単独採択区の選定委員会、採択地区協議会、採択時の教育委員会の審議を公開で行うよう、各市町村教育委員会を指導助言援助すること。5. 全市町村での教科書展示会開催、見本の各学校巡回などを行い、教員・県民の教科書への関心を高めるよう、各市町村教育委員会を指導助言援助すること。6. 教科書展示会で教科書内容についてのアンケートを求め採択の参考とするよう、各市町村教育委員会を指導助言援助すること、の6点が求められている。

1点目については、先程の本会議の第1号議案で、教科用図書採択に関する会議の進め方に係る基本的な考え方について議決したので、付議しないこととした。5点目については、教員・県民の教科書への関心を高められるよう、教科書展示会を行っていることから、「請願を受ける以前から、既に取り組んでいる」ため付議しないこととした。2点目については、教科用図書専門調査員は選定審議会の推薦に基づいて任命していること、3点目については、法令により県立中学校の教科書採択は県教育委員会が行うことと規定されていること、4点目については、単独採択地区の選定委員会、採択地区協議会、採択時の教育委員会の公開・非公開については、各地区の実情を踏まえて各地区が適切に対応することになっていること、6点目については、採択権者である各市町村教育委員会が採択する際は、独自に教科書を調査・研究した上で採択することとなっていることから「千葉県教育委員会の権限を外れている」ため付議しないこととした。

教育長・委員報告は終了。

<傍聴・報道 退出>

第2号議案 契約の締結について

【教育施設課長】

第2号議案、「契約の締結」について説明する。議案3ページを御覧いただきたい。今回提出した案件は、(仮称)千葉県立東葛飾地区特別支援学校校舎外建築工事請負契約の締結に関する議案である。本案件は、予定価格5億円以上の工事であるため、県議会の議決を経る必要があり、令和2年6月議会に契約締結の議案として提出するよう知事に申し入れることについて、御審議いただくものである。

お手元の議案資料3-1ページ「(仮称)千葉県立東葛飾地区特別支援学校校舎外建築工事の概要」を御覧いただきたい。本工事は、柏特別支援学校の児童生徒の増加に伴う過密状況に対応するため、高等部を分離し、流山高等学園第2キャンパスの敷地内に校舎棟を新築するものであり、令和4年4月の供用開始を予定している。契約については、3月4日に開札した総合評価方式による一般競争入札で、2者の応札があり、評価値が最も高かった鎌形・ナリコー特定建設工事共同企業体と仮契約を締結しており、契約金額は13億2,000万円である。なお、本案件が令和2年6月議会で可決されると、契約の効力が発生することとなる。

【澤川教育長】

第2号議案について、可決したいがよろしいか。

【井出教育長職務代理者・委員】

よい。

【澤川教育長】

第2号議案は、原案どおり可決する。

- 第3号議案 専決処分の申し入れについて
- 第4号議案 専決処分の申し入れについて
- 第5号議案 専決処分の申し入れについて

【教育施設課長】

第3号議案から第5号議案の専決処分の申し入れについて、一括して説明する。議案6ページを御覧いただきたい。第3号議案から第5号議案は、令和元年9月9日に上陸した台風15号の強風による県立学校施設の管理瑕疵に伴う近隣への被害に対する損害賠償額決定及び和解を、地方自治法第180条の規定により知事の専決処分により行うよう申し入れるものである。3件の内容について説明する。議案資料の6-1ページを御覧いただきたい。四街道高等学校の樹木の倒木による四街道市立中央小学校のフェンスへの被害に関する損害賠償であり、賠償額は、131,518円である。次に議案資料9-1ページを御覧いただきたい。四街道高等学校の樹木の倒木による四街道市中央公園への被害に関する損害賠償であり、賠償額は783,200円である。議案資料12-1ページを御覧いただきたい。天羽高等学校の倉庫の倒壊によるブロック塀への被害に関する損害賠償であり、賠償額は、858,351円である。賠償額は、合計1,773,069円である。なお、台風15号の強風に伴う損害賠償案件については第3号議案から第5号議案のほかに1件あり、現在関係課及び相手方と協議中である。

【澤川教育長】

台風15号では、ほかに被害があったかと思うが、今回の議案3件及び協議中1件を除いた被害については、どういった処理がなされているか。ほかに被害はなかったのか。

【教育施設課長】

昨年度の第11回教育委員会会議にて、4件以外の10件について御審議いただき、2月県議会において報告をした。合計14件が台風15号の被害である。それ以外の19号や10月25日の大雨による損害賠償の被害はない。

【澤川教育長】

災害から半年以上経過しており、時間がかかってしまったのはなぜか。

【教育施設課長】

県教委として損害賠償全体の対応方針を定める必要があったこと、件数が多く弁護士相談などに時間を要し、その後、個々の案件について相手方と協議を行ったこと、案件が多かったこと、様々な内容があったため、協議に時間がかかってしまった。

【澤川教育長】

相手方との調整に時間がかかったが、理解を得られた上で議案として提出したということか。

【教育施設課長】

そのとおりである。

【澤川教育長】

今後の台風等に備えて普段から樹木の剪定等、学校の維持管理を計画的に行って欲しい。

【澤川教育長】

第3号議案から第5号議案について、可決したいがよろしいか。

【井出教育長職務代理者・委員】

よい。

【澤川教育長】

第3号議案から第5号議案は、原案どおり可決する。

第6号議案 令和2年度千葉県教科用図書選定審議会委員の任命について

【学習指導課長】

本議案は義務教育諸学校の教科書採択事務について、県が市町村等に指導・助言又は援助を行う際や県立中学校の教科書採択を行う際、あらかじめ意見を聞く千葉県教科用図書選定審議会委員の任命をしようとするものである。議案資料15-1ページ資料1を御覧いただきたい。先ほど議案1で説明したように、令和2年度の教科書採択は中学校各教科及び毎年行われている特別支援教育で使用する「一般図書」となる。令和2年度は令和3年度から全面実施となる学習指導要領下で使用する教科書を採択することになる。議案資料15-2ページ資料2の令和2年度教科書採択の流れを御覧いただきたい。県教育委員会は、市町村の教育委員会及び義務教育諸学校の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならないとされている。このことは、選定審議会が都道府県教育委員会の諮問に応じて、義務教育諸学校で使用する教科書の採択に関する事項の調査審議等を実施し、その答申を受けて県教育委員会が通知することで行われている。具体的には、県教育委員会が毎年度行っている「市町村教育委員会への教科書の採択に関する指導、助言又は援助」は図中の①から④の流れにあたる。まず「市町村への指導・助言又は援助」では、①の第1回選定審議会での諮問に応じ、②で中学校及び一般図書について専門調査員会を設置し調査研究を行う。その後、③の第2回審議会で各教科調査員の代表から報告を受け、その報告を基に審議し、④の答申文に調査研究資料等を添えて答申を行う。また、「県立中学校で使用する教科書に関する審議」は図中の①'から④'の流れにあたる。県立中学校の採択については、①'の第2回選定審議会で県立中学校使用教科書の採択についての諮問を行い、④'の第3回選定審議会で委員の皆様は県立中学校使用教科書の採択に関して意見を頂戴した上で、答申が行われる。この答申を受け、教育委員が6月から8月に調査研究を行い、最終的には8月に予定される教育委員会会議にて、県立中学校ごとに選定する教科書1者を議決することとなる。

次に、審議会の概要及び委員について説明する。議案資料15-3ページ資料3の「附属機関の概要」を御覧いただきたい。本議案は法令により設置が義務づけられており、委員定数は「千葉県教科用図書選定審議会委員の定数に関する条例」により20名以内とされている。続いて、議案資料15-4ページの資料4の「令和2年度教科用図書選定審議会委員名簿」を御覧いただきたい。令和元年度は一般図書に加えて、新学習指導要領下で使用する小学校教科書の採択を18名で審議した。令和2年度についても、引き続き18名としている。任期は、関係法令に基づき、教育委員会会議の議決日である4月15日から8月31日までとなる。議案資料15-6ページからは、これまで説明した内容の根拠となる法令等を掲載しているので、御参照いただきたい。

【貞廣委員】

教育の専門性が最も重要であり、委員の方は非常に高い見識をもっており、本当に適任の方を選んでもらっている。委員の方々がしっかりと客観性、妥当性をもって教育の専門性を発揮できるように、正に静ひつな環境を保っていただけるよう、教育委員会ではサポートしてもらいたい。その上で、第1号議案にもあったとおり透明性の担保も重要なので、専門性に基づく客観性や妥当性の維持と透明性とのバランスをしっかりとってもらいたい。委員の皆様も教育委員会も非常に緊張する物事なので、我々もしっかり進めていきたい。

【澤川教育長】

新型コロナウイルス感染症の関係で審議会や専門調査員会においても制約があるが、しっかり審議してもらいたい。県立中学校の採択では、現場の意見や校長の意見を聞きながら、どのような教科書を使うことが指導に効果的なのか教育委員会も審議していきたい。

【澤川教育長】

第6号議案について、可決したいがよろしいか。

【井出教育長職務代理者・委員】

よい。

【澤川教育長】

第6号議案は、原案どおり可決する。

第7号議案 千葉県文化財保護審議会委員の任命について

【文化財課長】

議案資料16-1ページを御覧いただきたい。千葉県文化財保護審議会は、千葉県文化財保護審議会条例により設置され、県内の文化財の新指定、保存状況の調査、保護・活用などに助言・指導を行うことを目的としているもので、委員は18名で組織し、任期は2年である。今回は、4月30日に任期が満了となるため、新たに委員の任命を行おうとするものである。

議案資料16-2、16-3ページの千葉県文化財保護審議会委員候補者名簿を御覧いただきたい。このたびは2名を新たに任命し、16名については引き続きお願いするものである。新任の候補者である国立歴史民俗博物館教授の樋口雄彦さんは近代古文書等の専門、千葉大学教授の百原新さんは天然記念物・植物の専門である。両名ともに優れた学識経験があり、千葉県の文化財について造詣が深いことから、委員を依頼するものである。任期は、令和2年5月1日から令和4年4月30日までで、女性登用率は、女性7名の38.88%となる。

【貞廣委員】

千葉県文化財保護審議会委員の年齢構成が高い。健全な審議の継続という観点から、若返りを図る必要があると思うが、それについて何か取組をしているのか。

【文化財課長】

平成30年度に委員を任命した際は、平均59.72歳であり、それから2年経過しているため本来なら61.72歳となるところ、61.11歳と若干若返りを図っている。

【澤川教育長】

各専門領域において第一人者の選任と登用をしている。委員の新陳代謝について検討して頂きたい。

【澤川教育長】

第7号議案について、可決したいがよろしいか。

【井出教育長職務代理者・委員】

よい。

【澤川教育長】

第7号議案は、原案どおり可決する。

第8号議案 千葉県登録審査委員の任命について

【文化財課長】

議案資料17-1ページを御覧いただきたい。千葉県登録審査委員は、銃砲刀剣類所持等取締法及び銃砲刀剣類登録規則によって当該都道府県教育委員会が任命するものと定められ、美

術品もしくは骨董品として価値ある火縄式銃砲等の古式銃砲、または美術品として価値のある刀剣類の登録の可否について、審査、鑑定を行うものであり、定数は10名、任期は2年である。今回は4月30日に任期が満了となるため、委員の任命を行おうとするものである。議案資料17-2ページの千葉県登録審査委員候補者名簿を御覧いただきたい。このたびは2名を新たに任命し、8名については引き続きお願いするものである。新任の候補者である松村壮太郎さんは日本美術刀剣保存会の会員で刀剣研磨師、小西雅徳さんは古式銃砲研究家で、両名ともに知識が豊富で鑑定眼にも優れていることから、登録審査員を依頼するものである。

【澤川教育長】

銃砲刀剣類の登録審査委員については、委員の年齢が高いことが課題であったが、このたび若い方を選任することができた。対象とする内容が専門的過ぎることから人選が難しいことは理解しているが、引き続き若返りについて取り組んで欲しい。

【澤川教育長】

第8号議案について、可決したいがよろしいか。

【井出教育長職務代理者・委員】

よい。

【澤川教育長】

第8号議案は、原案どおり可決する。

第9号議案 学校職員の懲戒処分について

第10号議案 学校職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第11号議案 学校職員の懲戒処分について

第12号議案 学校職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

9 その他

【貞廣委員】

新型コロナウイルス感染症の拡大と緊急事態宣言をめぐる状況は、長期的に公教育の姿を変えてしまうくらいの影響がある。日本の学校は対面を基本としている制度なので、緊急事態宣言が長引く、もしくは、今後すぐに学校再開ができないことを想定すると、子供たちの教育を受ける権利が十分に保障されないことになる。現在、各々の学校が努力をして課題等を出して対応をしていると思うが、対面が基本になっている日本の教育の実態を考えると、現状は十分ではないのが実態であろうと思う。県教育委員会としてもサポートしていき、後手に回らないようにしてほしい。例えば、スマートラーニングやオンラインでの授業等が実現できるように、前例にこだわらずに、先行して検討をしていただきたい。予算が関わることについては知事部局と積極的に相談して、子供たちの学びを保障してほしい。

10 教育長閉会宣告